

# 第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 10 月 20 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 池田 長義・3 森 恒利・6 赤塚 薫・7 伊藤 征一・  
9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久・14 前田 紀男  
15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博・22 中林 長一  
43 後藤 勝・48 前川 正次

以上 14 名

欠席委員 2 太田 義政・5 青木 正司・23 平井 秀次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部副主幹 美里：小林主査 安濃：北角担当主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 6 赤塚 薫・20 中川 文博

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第10回第1農地部会を開催させていただきます。  
本日の欠席は3名、出席者は14名でございます。  
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。  
6番 赤塚委員、20番 中川委員、よろしく願いいたします。  
それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。第1号から第5号まで、事務局から一括してご報告をお願いいたします。
- 事 務 局 すみません、座って説明をさせていただきます。よろしく願いします。  
それでは、議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1から9で、2ページになりますが、合計で件数は9件、合計面積は田で33,209㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。  
3ページから7ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1から12で、7ページになりますが、合計で件数は12件、面積は41,367㎡で、その内訳は田が27,818㎡、畑が13,549㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が宅地や雑種地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  
8ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
番号1、駐車場用地、番号2、一般個人住宅用地、番号3、太陽光発電施設用地、番号4、駐車場用地、番号5、6は、貸し駐車場用地、番号7、長屋住宅用地。  
以上、件数は7件で、合計面積は6,518㎡、このうち田は5,983㎡、畑は535㎡でございます。  
9ページ、10ページをお願いいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
番号1、店舗用地、番号2、太陽光発電施設用地、番号3、資材及び車両置場、番号4、一般個人住宅用地、番号5及び番号6、分譲住宅用地。  
10ページになりますが、以上、件数は6件で、合計面積は9,282.61㎡、この内訳は田が7,897.61㎡、畑が1,385㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地1の1件で、合計面積は畑で159㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局より報告があったとおりでございます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,002㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,901㎡、申請地 大里睦合町多為 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 469㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,291㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,199㎡、申請地 大里睦合町宮之前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,308㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、面積 125,177.49㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積 11,006.67㎡、申請地 芸濃町棕本精進谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,738㎡ 外2筆、合計面積 1,969㎡。

続きまして、番号4ですが、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積 11,006.67㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 125,177.49㎡、申請地 芸濃町中縄下興 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,844㎡。

この2件につきましては、自作地相互の交換になります。

番号5、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,678㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,089㎡、申請地 安濃町栗加栗加上 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,276㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は5件、合計面積は8,866㎡、この内訳は、田が8,397㎡、畑が469㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

1番、私でございます。

\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_さんは隣地続きであり、貸してくれということで、\_\_\_\_\_さんが受人として今まで花や作物等を作っております。よろしくお願いいたします。

それから、2番、大里、これも私でございます。労力不足やと書いてございますけど、\_\_\_\_\_さんに譲って耕作していただくというのは、旦那さんの体調不良と後継者がいないということでございます。よろしくお願いいたします。

番号3、棕本。

田中委員

16番、田中です。4番も関連がありますので、私から3番、4番と説明したいと思います。

この3番、4番、相互が交換するということでございまして、お互いの住所地に近いほうへ交換するというところでございまして、何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長

5番、明合。

中林委員

22番、中林。ただいま事務局から説明がありましたとおりでございますので、問題点はございませんので、許可妥当と思います。よろしくお願いいたします。

議 長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高野尾、借人 \_\_\_\_\_、面積 22,036㎡、貸人 \_\_\_\_\_、面積 3,441㎡、申請地 高野尾町大谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 953㎡1 外1筆、合計面積 2,334㎡です。

これにつきましては、借人は、遠方のため営農を縮小する貸人と30年間の賃貸借権を設定して申請地を借受け、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。これは、現在、開発予定地の西の田で、農地として残して、体験農園に引き継ぐ予定でおりますので、賃貸借権ということで、何ら問題はないということですのでよろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いをいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 安東、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 安東町山神戸 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 275㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は135.2㎡、転用面積の49.2%に当たります。農地区区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 片田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 片田志袋町門 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 9.91㎡です。

これにつきましては、平成10年8月ごろに、隣接宅地に居宅を建築した際、申請地を含めて一般個人住宅用地としたもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

なお、申請地を共有で使用するため、議案第6号、番号1で使用貸借権設定の申請も提出されております。農地区区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町多為 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 198㎡です。

これにつきましては、申請地を来客用の駐車場用地とするものです。

なお、平成26年11月に事前着工しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は、畑で482.91㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます  
事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺いま

す。1番、安東。

事務局 地元委員さん、太田さん、本日欠席されておりました、事前に問題ないというご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。2番、片田。

森委員 3番、森です。10月13日に地元委員と現地確認いたしました。ただいま事務局の説明のとおりでありまして、問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 3番、私でございます。  
これ、かなり前からの駐車場利用で、始末書も出てますし、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。  
それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定をいたします。  
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。  
番号1、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出本郷町知海寺\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 330㎡です。  
これにつきましては、受人は、渡人が所有する農業用倉庫用地及び農作業用地を譲り受けるものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。  
番号2、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_（有） 取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町小野平石尾\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 965㎡ 外1筆、合計面積 1,146㎡。  
これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は498.15㎡、転用面積の43.5%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号3、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_（有） 取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町小野平清水\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 578㎡。  
これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、289.8㎡、転用面積の50.1%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 辰水、受人 (株) \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町船山垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 762㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は331.66㎡で、転用面積の43.5%になります。

なお、申請地は、平成20年5月ごろから駐車場として利用されており、渡人から始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明合、受人 (株) \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町野口船山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 739㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は366.6㎡で、転用面積の49.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は、全て畑で、3,555㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。  
1番、雲出。

大田委員 9番、大田です。10月13日、農業委員及び事務局で現地視察を行いました。本人も説明していただき確認しました。何ら問題はございませんので、よろしく申し上げます。

議長 2番、3番、安西。

田中委員 16番、田中です。確認に行ってみりました。ここの家はたくさんの農地を持っている内の、2番は、集落内にある畑でございます。もうご高齢で耕作できないということでございますので、よろしく申し上げます。  
3番につきましては、これも似た案件で、耕作できないということでした。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 4番、辰水。

中川委員 20番、中川です。事務局の説明どおりで、何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長 5番、明合。

中林委員	22番、中林です。事務局の説明どおり、太陽光発電施設でございまして、問題はございませんので、よろしくお願いいたします。
議長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかなものでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	16ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 椋本、借人 _____（株） 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本東富家 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 228㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地及び資材置場用地とするものです。 パネル設置面積は349.2㎡、太陽光発電施設用地部分500㎡の70%に当たります。 なお、申請地は平成27年4月に農地法第3条、耕作目的で取得されておりますが、耕作を続けることが困難である旨の理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。 件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、椋本。
田中委員	16番、田中です。今年の初めに購入されました。荒地で耕作が続けられないということでした。今回、隣で鉄工業を営んでいることから資材置場と太陽光発電施設用地に利用するものです。何ら問題なかろうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	農業委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかなものでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、第5号議案については許可をすることに決定を



いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

17ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 片田、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 片田志袋町門\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 9.91㎡です。

これにつきましては、議案第3号、農地法第4条の許可申請の番号2で説明させていただきました案件の共有部分の申請で、平成10年8月ごろに、隣接宅地に居宅を建築した際、申請地を含めて一般個人住宅用地としたもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

借り人は、貸し人と永年の使用貸借権を設定するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 明、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町林平松\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 381㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は、畑で390.91㎡で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、片田。

森委員

3番、森です。ただいま事務局の説明のとおりでございますして、議案第3号で許可申請があったところで、親子間の使用貸借でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

2番、明。

杉谷委員

15番、杉谷。これも事務局の説明どおりでございますけれども、何も問題がないと思います。よろしく願いをいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがなものでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可をすることに決定をいたします。

それでは、次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願

いたします。

事務局

18ページをお願いします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 栗真、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町関口 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 138㎡です。

これにつきましては、願出者は、自己所有の土地として、昭和55年11月に居宅を新築しましたが、その後、登記簿上は別人の所有となっていることが判明し、平成27年9月に時効取得による登記名義人の変更をしております。

このことから、申請地は、昭和55年11月から農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 明、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町中縄藤迺井 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 929㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和元年から平成元年にかけて、住宅などが建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で1,067㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、栗真。

赤塚委員

6番、赤塚です。青木委員が欠席のために、代わってご報告させていただきます。これは、事務局、地元委員で14日に現地確認いたしまして、昭和55年ごろからもう20年以上たっているということで、非農地証明ということで問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

2番、明。

杉谷委員

15番、杉谷。事務局の説明どおりでありまして、何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがなものでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、第7号議案については証明することに決定をいたします。

それでは、次に、別紙でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進

法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄で説明いたします。

まず、津地区をごらんください。田の賃貸借で51,534㎡、契約件数は21件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,693㎡、畑の使用貸借で373㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で141,399㎡、契約件数は27件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で46,483.91㎡、畑の賃貸借、使用貸借で12,280㎡、契約件数は11件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で4,314㎡、畑の使用貸借で307㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて

249,423.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で12,960㎡、合計契約件数は63件、合計面積は262,383.91㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区で9件、安濃地区23件、美里地区1件で、合計33件、合計面積は155,047㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第8号について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達をすることにいたします。

本日、以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時28分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年10月20日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_